

令和2年度 景観審議会（第1回景観形成部会）

日時：令和2年12月25日（金）10:00～12:00

場所：兵庫県庁西館4階テレビ会議室

令和2年度景観審議会（第1回景観形成部会）において、「景観形成重要建造物の第13次指定」について審議を行った。

－会議次第－

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議 事
景観形成重要建造物の第13次指定について（諮問）
- 4 報告
景観条例（改正）の新たな制度の検討について（報告）
- 5 閉 会

－出席者について－

委員定数9名中9名の出席があり定足数に達していることから、部会は成立した。

－議事録署名委員について－

澤委員を指名した。

－議事（要旨）－

○景観形成重要建造物の第13次指定について（諮問）

- ・景観形成重要建造物の第13次指定(案)について、事務局より説明した。

（委員）

水車新田大利家住宅について、長屋門の指定がされていないがなぜか。景観としては一体に見えるので指定してほしい。

（事務局）

所有者からの同意が得られなかったため外している。

（委員）

資料の文章中にある大土神社の指定には至っていないが、今後指定に至る可能性はあるのか。

(事務局)

大土神社の調査も今年度行ったが、敷地外から見て木々に覆われており、建造物を視認できないため指定を見送っている。

(委員)

水車新田大利家住宅について、石積みが二層で構成されているが、二層の意味はあるのか。このあたりの地域は水害が多いため、下層は大きな石で、上層は小さな石で構成して水の浸透性を考慮する機能があるなど何か理由が分かれば資料の中に入れてほしい。

(事務局)

資料に記載してある程度のことしか分からない。

(委員)

六角堂について、過去に塗装の色について調べたことがあるが、10RP 8.5/2 木部10R 3/4系統の色を使っていた。紫の入った赤色。過去にどのような色を使っていたかについて、函館の洋館では、こすりだしという手法で歴代の塗装色を調査している。神戸市の異人館でもこすりだしをやっていると聞いた。

六角堂においても、過去どのような色で塗られていたのか、現在の色になった経緯があれば表記していただきたい。

(事務局)

過去の色は、把握していないので、調べるよう市に伝える。最後のページに記載する。

(委員)

榎賀家住宅について、現在は空き家であるが、保存計画が書かれている。今後、どう対応していくのか。

(事務局)

空き家にはなっているが、所有者が維持管理にほぼ毎日通っており、放置される可能性は低い。

(委員)

黒田清右衛門商店について、蔵の物を出して調査している途中の写真ではないかと思うが、空間がわかる写真にして欲しい。

とゞ兵の全景が見える写真について、付属屋の建物が目立ち、指定すべき建物が分かりづらい。もっと良い写真にしてほしい。

(事務局)

差し替える。

(委員)

水車新田大利家について、場所的に地価が高くマンション用地として狙われそうだが、所有者は維持できる見込みがあるか。

(事務局)

具体的に維持、売却の話はしていないが、所有者は制度の趣旨を理解した上で同意しており、維持する意思はある。支援を受けて改修するメリットも感じており、すぐにマンションになることはないと考えている。

(委員)

所有の継続を後押しするような支援制度を考えていただきたい。

(事務局)

景観形成支援事業の拡充ができないか、建造物を幅広く拾えるように、ヘリテージマネージャーや景観形成等推進員の力を借りて進めたい。

(委員)

保存修景実施計画を立てる上で所有者の参画はあるのか。

(事務局)

こちらからの提案になる。ヒアリングは行っているが、協議して決めたものではない。資料の確認は所有者にもしてもらっており、了解はとっているが、一緒に作り上げてきた形にはなっていない。

(委員)

所有者が変わったり、気変わりされるとすべてが覆される可能性があるが、計画段階から所有者の参画があれば、住宅の重要性などに気づく機会になる。所有者が計画に参画する重要性を感じた。

(事務局)

次回以降、所有者の意向を伺って計画を作っていくたい。

(委員)

梅谷家住宅について、主屋北側に覆いのようなものがあるが工事中の仮囲いか何かか。

主屋の塀について、保存方針で耐震診断が記述されているが、塀が傾き、鉄骨で補強している状態と書かれており、建物だけでなく、塀の診断もあわせて行うよう記述に加えてほしい。

(事務局)

耐震診断に塀を追記する。

(委員)

樋が白く目立つ。取り替えの際には、色彩に配慮していただきたい。

すぐできるのであれば着色でいい。予算的に取り替えの時期までかかるのであれば取り替えの際に色に配慮してもらいたい。茶系や黒に。

(事務局)

樋の色を着色するか、色つきの樋に変更すると追記する。

(委員)

とゞ兵について、国道312号からの眺めが景観的にメインになると思われる。現在はブロック塀が撤去されており、再度建造することになると思うが、道からの景観としてブロック塀の意匠や擁壁の意匠についてアドバイスできるのであればお願いしたい。

(事務局)

堀は、竹のような自然素材など建物に馴染むものを従前と同程度の高さで来年度の春以降に築造予定。学生ワークショップなどで作ることも検討している。

(委員)

可能であれば、擁壁が2 mとかなり高く、人の視線で言うと建物と一体として見るため、考慮していただきたい。

(事務局)

意見について設計者に伝える。

(委員)

それでは、本案につきましては、ご指摘の箇所について一部修正し、答申する。

なお、修正内容につきましては、ご指摘いただいた委員と事務局で最終確認し、鳴海部会長に一任させていただく。

—各委員異議なし—

○景観条例（改正）の新たな制度の検討について（報告）

- ・ 今後、景観条例を改正し、新たな制度の創設を検討することとしている「立ち止まって見たい☆まちなみ景観（仮）指定制度」及び「ふるさと景観遺産（B-1景観）認定制度」について、事務局より報告を行った。

（委員）

ひょうごの景観ビューポイント150選の取組を引き継ぐ建設的な制度である。

立ち止まって見たい☆まちなみ景観（仮）については、立ち止まって見るだけではなく、その次に写真を撮るなど、次の行為に繋がっていくようなネーミングを検討してはどうか。制度を公表するときに、立ち止まって見た後の行為をサブタイトルとして入れることも考えられる。

また、写真映えするような地域や地区の顔づくりをしていくという趣旨が分かるネーミングがよいと思われる。

（事務局）

ご意見を踏まえ検討する。

（委員）

岩座神地区の棚田の石積みは、単純に石を積みばいいというものでもない。石積みができる人がいない状況である。歴史的なまちなみにおける格子であれば、京都は細く、奈良は厚いイメージがある。地域独自の様式を担保していくことは難しいが、大事にしてほしい。

ふるさと景観遺産（B-1景観）の候補に、「光」をテーマにしたシリーズを入れてほしい。小野市の浄土寺は、池に反射した西日の光が浄土寺の中に入り込み、極楽往生の世界をつくり出す。福岡県福津市の宮地嶽神社の参道も、海に沈む夕陽によってつくり出される光の道として知られている。たつの市の新舞子浜の干潟も有名である。池、海、光など周囲との関係の中でつくり出される景観も大事にしていくことが重要である。

（事務局）

光をテーマにしたシリーズについて検討する。

（委員）

立ち止まって見たい☆まちなみ景観（仮）指定制度については、特に意見はない。

ふるさと景観遺産（B-1景観）のB-1のBはブランドという意味とのことだが、B-1グランプリのB級のほうをイメージしてしまう。名称は重要であり、公募も考えられる。良い名称を検討してもらいたい。

ひょうごの景観ビューポイント150選を選定するときに、西脇市のY字路の

まちなみは、歴史的・文化的とまではいえないが、魅力的なものも取り上げたいということで番外編として選定した。同じく西脇市の旭マーケットなどは、親しみや特徴はあるが、取り扱われることがなく残念であったが、そういう意味では今回の制度は良い。文化的景観や日本遺産のストーリー性に類似する点はあるが、シリーズ化・ストーリー化の括り方を工夫してもらいたい。

茅葺き屋根を缶詰というのは、意味が通りにくい。グラミンカは、馴染みがない表現である。

(委員)

ふるさと景観遺産（B-1景観）認定制度について、事例に挙げているような景観を対象とする制度ができることは、非常にうれしい。

茅葺き屋根については、今は茅がなく、トタンで覆うことが楽ということで、それを缶詰というふうに地元の人呼んでいる。

今回整理されている事例は、人々の営みが根底にあり、文化的景観と類似している点がある。人の営みと景観は切り離せないものでストーリー性があり、そこに着目した制度だと思う。

但馬牛は、神戸牛のルーツであり『純血種が奇跡的に残った“和牛の聖地”廃村「熱田集落」』については、かなりストーリー性がある。例えば、牛、熱田分校、古民家に関する絵を必ず載せるという条件でコンペを行い、一つ一つのストーリーをアニメ化して蓄積すれば、話題性がある。小中学校への出前講座などにより子供たちに伝えていくのであれば、若い人が感心をもつようなメディアを活用するのもひとつの方法である。

(委員)

立ち止まって見たい☆まちなみ景観（仮）指定制度は、地域の同意が必要とのことだが、推進したい人とそうでない人とで揉めたりしないか心配である。また、指定候補となるような地域は、既に他の制度による規制を受けている地域と重複してくるのではないか。

(事務局)

来年度から、住民説明会を開催する予定にしており、全員の同意を受けた上で進めることとしている。反対者が出れば指定しないことを考えている。

景観条例は、緩やかな規制であり、景観法のような厳しい規制にはできないと思っている。景観形成地区等で顔となるような特に景観の優れたところをつくっていきたいので、その協力が得られる範囲でスタートし、それを少しでも広げていくようにしていきたい。そのために、最初の段階から住民や市町とよく話をして決めていきたい。

(委員)

今回のいずれの制度も、自分たちの地域を改めて違う視点で見たり、誇りをもってもらう意味でも、非常にいい考え方である。地域にとっていいものになるように、また実効性を伴うようお願いする。

(委員)

立ち止まって見たい☆まちなみ景観(仮)指定制度は、ひょうごの景観ビューポイント150選の中から指定するということであるが、それとは関係なく、まちなみ保全の観点から指定することは考えているのか。

また、手厚い助成制度があれば、上手く進むと思われる。

(事務局)

景観形成地区または広域景観形成地域の区域内で、ひょうごの景観ビューポイント150選に選定されたところから始めることとしている。それ以外に広げることについては今のところ考えていない。強めの規制なることから、今の案が妥当であると考えている。

景観形成支援事業については、既存の修景助成より手厚い、新しいメニューを考えていきたい。

(委員)

但馬海岸地域広域景観形成地域における景観の事例で、「屋並み景観」とあるが、全国的に見ても特別に取り扱うような景観なのか。他にもそのような景観があるのか。調査して、あれば教えてほしい。

(事務局)

「屋並み景観」は、地域にとっても重要な景観かもしれないが、事例については、詳細調査を行っておらず、あくまでもイメージである。今後、詳しい調査をしていく中で、特徴ある景観などがあれば紹介する。

→戴いた意見を踏まえて検討を進めていく。